

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業関東ブロック現地講習会報告

開催日：2024年5月21日（火）

時間：9時00分～16時00分

9:00 集合場所を出発、9:25 駐車スペース着、09:40 現地に到着、09:45 中心杭を発見、11:00 土壌調査開始、15:30 講評・全体質疑、16:00 解散

場所：ID 070600（福島県二本松市杉沢）

受講者：（株）GT フォレストサービス（6名、内未経験者1名）

講師名：小林政広（責任者）、相澤州平、酒井寿夫、関口寛人（森林総研立地環境研究領域）

場所の概要：西杭付近がスギ人工林、それ以外は一部の灌木を除き無立木地で、ササ・クズおよびバラ科植物が繁茂していた。

講習会概要：

経験者が未経験者を指導しながら通常の調査と同様に調査を進め、講師が助言・指導を行った。南方向への枯死木調査は経験者・未経験者および講師で行った。西地点の杭は斜面にあり、中心杭から3mほど行くと急峻な斜面となっていた。そのため、受講者全員で記入方法などを確認しあい地形調査を行った。土壌調査は、どの地点でもマニュアルを確認しながら作業を行った。土壌調査の終了後、枯死木調査時に根株がなかったため、スギ生立木を用いて根株調査時の注意点について全員で確認した。最後に、全体質疑を行った。

指摘事項：

- ・調査地点周辺の藪を刈る際には調査地点へ横方向から刈り進めるのではなく、斜面下部から刈り進めることで、調査位置のかく乱が少なくて済む（写真4）。
- ・土壌断面の位置は予定とずれる可能性があるので、堆積有機物採取枠は粗掘り終了後に設置する（写真6）。
- ・堆積有機物層と鉾質土層の境界を明瞭にするために堆積有機物層を剪定鋏によって丁寧に切りそろえる。
- ・根が多く、砂質の土壌の場合は断面が崩れやすいため、剪定鋏により整形する。
- ・直径5cmを超える幹や枝でも、直径の半分以上が堆積有機物層に埋もれている場合には採取する（写真4）。
- ・堆積有機物のスケッチも行うことを伝え、マニュアルでも確認（写真4）。
- ・化学分析用土壌試料の採取時には、上の深度の採取後に上面を削って整えない。
- ・定体積試料の採取時には、化学分析用試料と採取深さが異なることを伝え、マニュアルでも確認。
- ・VBC試料の採取基準は石礫率などではなく、円筒での採取が可能かどうかとする。

全体講評：

受講者は丁寧に枯死木調査および土壌調査を行っていた。また、不明な点やあいまいな点を講師に質問し、マニュアルを確認するなど積極的であった。

全体質疑：

Q1.（多様性調査では中止の判断基準が明確である一方で）インベントリ事業では中止にする

かどうかの明確な判断基準はあるのか？

A1. 仕様書に載っている地点は全て調査することが基本である。たとえば、到達に時間がかかったため土壌調査が2地点しかできなかった場合は、別の日に残りの2地点を調査する。安全第一が前提であるので、経路の途中で安全に帰着するためには調査の時間が確保できない、と判断した場合は不実施とする。事前情報による不実施の基準はなく、距離についても一概に決めるのが難しい面もある。次期に向けての検討課題としたい。

Q2. 前回調査時の痕跡（杭など）が全くない場合はどのようにしたらよいか？

A2. 多様性調査の情報を根拠として、全く痕跡がない場合は到達できていないと考えられる。過去のインベントリ調査の情報が提供できる場合があるので、相談して欲しい。日程に余裕がなくどうしても調査をする必要がある場合は、計画格子点で調査を行うのが適当と考えられるが、対応については今後検討したい。

Q3. （Q2 のような場合に対応するために）あらかじめ過去の野帳を参考資料としてもらえないのか？

A3. どの地点でも、枯死木など事前情報がないまっしろな状態で臨んでほしいと考えているため、渡していない。しかし、前回調査を行った業者であれば、情報を持っているのも事実であり、対応については今後検討したい。

Q4. 国定公園や特定地域などの調査時に、（土壌採取の許可は受けているが）希少種などは除去して良いのか？

A4. （土壌採取をするということは、除去することも考慮しているとも考えられるが）希少種の除去と土壌採取の許可は別物と考えられるため、調査地点をずらすなどの対応をしてもらいたい。それも不可能であれば、中止してよい。林野庁を通して確認する。

Q5. 土地は「森林」に区分されているが、調査地点が実際は森林でない場合がある。このような地点はあらかじめ調査地点から除外すべきではないか？

A5. 森林生態系多様性基礎調査の対象なので、調査地点が算定上の森林面積に含まれる等、何らかの理由で森林として扱っていると考えられる。ただし、多様性調査で途中から対象外となった地点もあり、森林として扱う基準ははっきりしない。次期の調査地点選定の際には林野庁に根拠を確認したい。

Q6. 森林を相続した所有者が場所を知らなかったり、所有権を放棄したりする例が年々増加しており、所有者の確定が困難になってきている。また、調査地点が計画格子点と異なる場合は、計画格子点の所有者情報は役に立たない。所有者不明となる地点が多いが、どうしたらよいか？

A6. 所有者情報がない場合は、所有者の特定や許可取得が非常に大きな負担となる。林野庁の対応が必要な課題であると考えられるため、持ち帰って検討する



写真 1. 中心杭



写真 2. 中心杭から南方向を望む

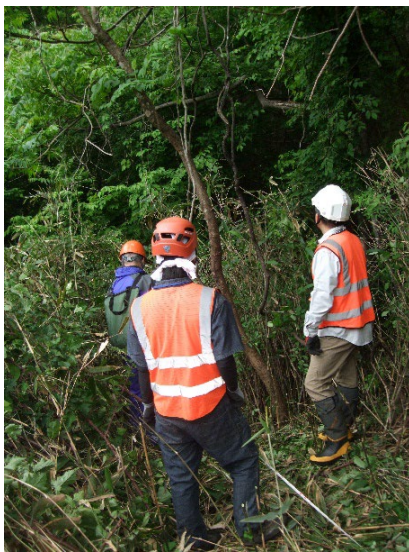


写真 3. 地形概況調査（西杭方向）



写真 4. 堆積有機物調査（西地点）

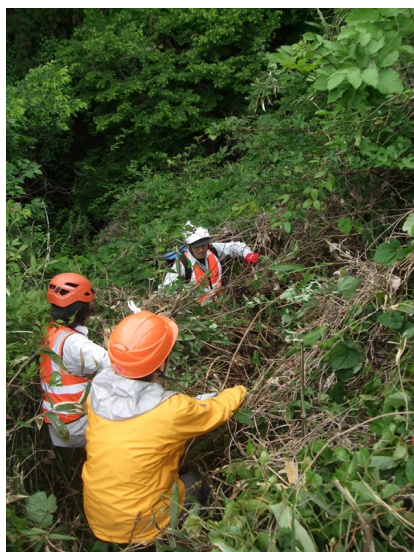


写真 5. 土壌調査地点周辺の刈払い（北地点）



写真 6. 経験者による断面整形の指導（北地点）



写真 7. 経験者による土壌試料採取の実演(北地点)



写真 8. 化学分析用土壌試料採取（南地点）



写真 9. 定体積土壌試料採取（南地点）



写真 10. 根株測定についての講習